

五泉市農業委員会

令和3年 第4回 定例総会議事録

会議開催 令和3年4月30日(金) 午後 2時00分
場 所 五泉市役所 全員協議会室

出席委員(17人)

1番 渡辺 清滋	2番 加藤 健一
3番 江口 聡	4番 渡邊 清司
5番 高橋 甚一	
7番 岩出 ノブ子	8番 林 毅
9番 亀山 公子	10番 権平 孝男
11番 阿部 伸由	12番 渡邊 みのり
13番 高岡 公衛	
15番 佐久間 公英	16番 楯 英樹
17番 地濃 潤一	18番 松尾 タカ子
19番 古田 常藏	

欠席委員(2人)

6番 今井 聡	14番 川村 孝雄
---------	-----------

関係説明者

局 長	鈴木 一弘	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	田中 正徳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地転用事業変更承認申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農
地利用集積計画について

司 会 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和 3 年第 4 回定例総会を開
催いたします。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第 4 条により議長として進行
をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和 3 年 第 4 回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、17 人で、定足数に達
しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、6 番 今井聡 委
員、14 番 川村孝雄 委員より欠席の通告がありましたので報告いたします。）

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります、

本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとする
ことで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります、五泉市農業委員
会会議規則第 13 条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、
ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号 13 番 高岡公衛 委員、15 番 佐久間公英 委員にお願いし
ます。また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。調査班の班長 7 番 岩
出ノブ子 委員から報告してもらいます。

調査班長（岩出ノブ子 委員）

はい議長。議席番号 7 番、現地調査班 岩出です。優良農地の保全と確保、無断転用
の防止として 4 月の農地パトロールを実施しました。

本日 9 時 00 分から私ほか、阿部 委員、浅井 推進委員、五十嵐 推進委員と事務局
の田中所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、三本木、西四ツ屋、不動堂、菅出、中川新、土堀、五十嵐新田、笹
堀、馬下、一本杉、寺沢、村松地区では、中名沢、矢津、宮野下 等を見て参りました

が、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 はい。ちょっと申し遅れましたが、本日より調査班となった推進委員の皆さんからも出席してもらうことになっております。

推進委員の皆さんは、議決権はございませんがご意見或いはご質問、ご提言、何でも結構ですからどんどん手を挙げていただきたいと思います。今日は五十嵐推進委員と浅井推進委員ですね。五十嵐推進委員は今日は欠席ですね。では浅井推進委員、よろしくお願いいたします。

それでは只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。

最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数6件のうち売買が3件、贈与が1件、賃貸借が1件、使用貸借が1件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととし、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3ページをご覧ください。番号1番は、売買での所有権移転の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、畑1筆、247㎡を議案書記載の金額で売買するものです。6ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3ページに戻っていただき、番号2番も売買での所有権移転の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、田1筆、660㎡を議案書記載の金額で売買するものです。7ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3ページに戻っていただき、番号3番も売買での所有権移転の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、畑1筆、720㎡を議案書記載の金額で贈与するものです。8ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3ページに戻っていただき、番号4番は贈与での所有権移転の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、田 1 筆、164 m²、畑 1 筆、42 m²、合計面積 206 m²を議案書記載の金額で贈与するものです。9 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

続きまして、4 ページをご覧ください。番号 5 番は貸貸借の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、畑 2 筆、1,982 m²を議案書記載の金額で貸貸借するものです。10 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページに戻っていただき、番号 6 番は、使用貸借の案件となります。

譲渡人の経営移譲年金受給の受給資格のため、田 6 筆、4,351 m²を使用貸借するものです。11 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（岩出ノブ子 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は西四ツ屋地内の休耕畑で、番号 2 番は不動堂地内の田、番号 3 番は中川新地内の休耕畑、番号 4 番は中名沢地内の田で、番号 5 番は矢津地内の畑、番号 6 番は大字五泉地内の田で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 　　無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 　　挙手全員でありますので、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 　　はい、議長。

議 長 　　阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明いたします。

今回の農地法第4条の規定による許可申請は、総数2件となっております。

15ページをご覧ください。番号1番は太陽光発電設備設置のための一時転用で、平成30年に許可を受けたものであります。申請内容は、ソーラーパネルの支柱を設置し、パネルの下部で「かぼちゃ」を作付するものであります。転用面積は畑7筆1,161㎡のうち、支柱の分、4.02㎡であります。

30ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。申請地は、一本杉地内の農振農用地区域内ではありますが、太陽光発電設備を設置し、下部で営農する、営農型発電設備用地の一時転用として止むを得ないものと判断いたしました。

続きまして、16ページをご覧ください。番号2番は田1筆、合計面積52㎡を宅地の拡張とする永久転用案件であります。具体的には現在植わっている果樹等を撤去し、観賞用の松等を植えて庭とするものであります。

36ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。申請地は三本木地内の都市計画用途地域内で、第3種農地に該当します。第3種農地は基本的に転用を認めることとなっておりますので、宅地の拡張として使用する事は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (岩出ノブ子 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番は一本杉地内の畑、番号2番は三本木地内の畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

渡辺清滋 委員 はい。

議長 はい、渡辺委員。

渡辺清滋 委員 1番、渡辺です。太陽光パネルのことについてお聞きします。

確か、平成30年度にかぼちゃをパネルの下で栽培するという話で、今まで前例がない、大体みょうがですとかそういった日陰に強い作物を植える訳ですが、大変先駆的な話で私達も見守っていこうという話でした。

しかし栽培の状況を見ますと1年目はなかなか、2年目も上手くいっていない訳であります。農地にパネルを設定している以上、元々は農地ですので、そこで栽培して

いるものを何とか成功させなければならないと思う訳です。

申請書類を見ますと専門家のアドバイスをより細かく受けていこうという事が書かれています。しかし、元々の条件として光量が足りない、支柱が何本もある、そういったところで排水を上手くやれない、畝を高くするにもパネルがあるので上手くいかない、そういう環境の中で今後どのようにアドバイスを受けるのか、どういう方がこの素晴らしい先駆的な取り組みをしている方に支援をしていくのか、この辺りを具体的にお聞きしたい。以上です。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい、お答えいたします。今回の太陽光パネルの下でかぼちゃの栽培ということで、委員ご指摘のとおり、1年目は準備、2年目は苗の確保が不十分、そして3年目は23ページの記載のとおり6月頃までは生育が順調であったが、7月の長雨で生育障害を起こしたということです。

これについては、今回の申請にあたりまして申請人も写真を持ってきまして、確かに6月頃まで順調に生育している写真を見せていただきました。非常に順調であったにも関わらず雨のあと、水はけの関係で上手くいかなかったんだという事でご本人も残念がっておられました。

またかぼちゃについては、基本的にはパネルの下で遮光率が3割程度であれば収量そのものには影響しないと言われている作物であることから、今年度継続するにあたり、水はけの管理については注意深くやっていきたいと話しておりました。

農協さんとか普及所の指導を受けながら何とか成功したいんだ、という本人の熱い決意表明があったものであります。以上であります。

渡辺清滋 委員 はい、議長。

議長 渡辺委員。

渡辺清滋 委員 農協さんからという話ではありますが、このことはしっかりした支援ということで間違いないでしょうか。

鈴木局長 はい、議長。

議長 鈴木局長。

鈴木局長 その辺は写真を確認したりして、指導をちゃんと受けてくださいと。

この方は市外の農家のところも研究したりするという方にして、大丈夫だなと判断して受付をいたしました。

阿賀町などで特殊な農業をされている方を研究されている方で、以前にいちじくについて、農業大学か何かで指導されているような方ですので、大丈夫だと判断して受付しております。以上です。

議 長 良いですか。

渡辺清滋 委員 はい、分かりました。

議 長 私からも補足を。15日に役員会があった訳ですが、この問題も議題に上がりました。申請人は一本杉で82歳になりますが、非常に真面目な人で何ら問題ないと。投げ作り、捨て作りをするような事は決してないと。あるいは農協からの指導と答えがありました。色々なところへ聞きまわって一生懸命勉強しておられる訳で、しょうがねえんだらうと役員会の中では結論付けたところではあります。

渡辺清滋 委員 はい、ありがとうございました。

議 長 ほかにありませんか。無ければ、採決に入ります。
「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、「議第3号 農地転用事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
今回の農地転用事業計画変更承認申請は、総数2件であります。
39ページをご覧ください。番号1番は砂利採取に伴う搬出入路及び表土置場として令和2年3月に許可を受けておりましたが、期間の変更を行うものであります。
45ページの審査表をご覧ください。許可区分については前回と変わらずア-(イ)-cであります。申請地は笹堀地内の農用地ですが、砂利採取後に原形復旧するものであるため、一時転用はやむを得ないものと判断しております。
39ページに戻っていただき、番号2番は会社の社屋用地として平成10年に転用許

可を受けておりましたが、計画の履行ができなくなったため、計画を承継者が譲り受けるものであります。計画そのものの内容については5条許可申請も併せて提出されていますので、議第4号で説明いたします。以上であります。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第3号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第3号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、「議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数2件で、売買2件であります。
55ページをご覧ください。番号1は、先ほどご説明しました農地転用事業計画変更承認申請と併せて申請されたもので、畑2筆、合計面積930㎡を作業所及び資材置場とする永久転用案件で、売買となります。
62ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-（ア）-a-(a)」であります。申請地は宮野下地内の農地、国道290号線及び上下水道が埋設された箇所であり、おおむね500m以内に2つの公共施設・愛宕小学校、村松第1保育園がある第3種農地と判断されます。第3種農地は基本的に農地転用が認められることから、作業所及び資材置場として使用する事は止むを得ないものと判断いたしました。
55ページに戻っていただき、番号2番は、田1筆、28㎡、畑1筆196㎡、合計面積1,694㎡を宅地分譲用地とする永久転用案件で、売買となります。
68ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-（ア）-b-(c)」であります。申請地は五十嵐新田地内の都市計画用途地域内で第3種農地あり、基本的に農地転用が認められることから、宅地分譲用地として使用する

事は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (岩出ノブ子 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番は宮野下地内の埋め立て済みの畑、番号2番は五十嵐新田地内の休耕畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

渡辺清滋 委員 はい、議長。

議 長 渡辺委員。

渡辺清滋 委員 1番、渡辺です。52ページの審査表のところで村松東小学校のことは愛宕小学校と仰ったんですが、村松第1保育園は昨年度に無くなってるんですけど、確認をお願いします。

議 長 事務局。保育園は現在無いと。

阿部係長 ええと、52ページの中段ですね。村松東小学校については校名変更がありまして愛宕小学校となっております。村松第1保育園については、本村のところにある保育園ですが、現在も運営しております。無くなったのは第3保育園のことではないでしょうか。

議 長 ええと、委員の方で分かる人。

楯英樹 委員 はい、議長。

議 長 楯委員。

楯英樹 委員 14番、楯です。ええと村松第1保育園は1年前に廃園となっております。

村松こども園へ吸収される形ですが、保護者の自由で他の園も選べるようになった、と聞いております。

田中所長 はい、議長。

議 長 はい、田中所長。

田中所長 渡辺委員、楯委員のご指摘であります、申し訳ございません、閉園等の情報が不確かなまま判断理由に入れてしまいました。申し訳ありませんでした。

 ただし、おおむね半径 500 メートル以内に 2 つ以上の公共施設ということで、五泉消防署村松分署もこの範囲にあることから、これを判断理由に変えさせていただきたいと思えます。大変申し訳ありませんでした。

議 長 いや他のは良いけれどさ、閉園は閉園なんだから。謝るべきは謝っているんだけど、間違いのないように調査してくれや。

権平孝男 委員 間違いは間違いでしょうがないと言うけれど、これ直して後で配るんかね。2 か所訂正して。

田中所長 そうですね、訂正して送らせていただきます。

権平孝男 委員 思い込みで言ってるんだな。何年やってるんだって話だ。

議 長 保育園は無くなったけど消防署があるすけ良いねっか、という話でないからね。良いですか、じゃあ。

渡辺清滋 委員 はい、分かりました。

議 長 ほかにありませんか。無ければ、採決に入ります。

 「議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

 ～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

 続きまして、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

 事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

71 ページをご覧ください。令和3年4月15日木曜日に、あっせん審査委員会が開催され、議案番号1番の内容について審議されました。あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番は、売買の案件です。番号1番は、合計面積1,031㎡、これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、原案のとおり決定されました。
続いて「通常案件」についてお諮りします。この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

79 ページの議案番号12番と13番は私が関係しますので、議事参与の制限により退室します。議長を松尾代理に交代します。松尾代理をお願いします。

(古田常蔵 会長 退室)

議長(松尾 会長代理)
それでは、議長を交代しました。
「通常案件の」議案番号12番と13番について、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。
79 ページをご覧ください。番号12番、13番は利用権の再設定案件です。番号12番は、面積409㎡、番号12番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。番号13番は、合計面積2,573㎡、それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。
「通常案件」の議案番号 12 番と 13 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 12 番と 13 番は、原案のとおり決定されました。古田会長は入室してください。

(古田常藏 会長 入室)

議 長 議長を交代しました。
続きまして、「通常案件」の議案番号 12 番と 13 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。
72 ページからをご覧ください。番号 1 番から 9 番は、新規の利用権設定案件です。
番号 1 番は、合計面積 16,696 m²、番号 2 番は、面積 1,565 m²、番号 3 番は、合計面積 2,428 m²、番号 4 番は、合計面積 6,030 m²、番号 5 番は、合計面積 217.75 m²、番号 4 番、5 番は未相続農地ですが、関係権利者の同意を得て、申出者を推定相続人代表として申請を受理しました。
番号 6 番は、面積 120.00 m²、番号 5 番、6 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。
番号 7 番は、合計面積 4,067 m²、番号 8 番は、面積 587 m²、番号 8 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号 9 番は、面積 978 m²、それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、番号 12 番から 13 番を除く、番号 10 番から 51 番につきましては、利用権設定の再設定案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、105 ページをご覧ください。番号 52 番から 56 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを使用貸借で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。「通常案件」の議案番号 12 番と 13 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「通常案件」の、議案番号 12 番と 13 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 6 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

五十嵐次長 はい、議長。それでは、私の方から「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてご説明いたします。

議案書の 111 ページをご覧ください。「I 農業委員会の状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）」「1 農家・農地等の概要」ですが、その下の表、農家数と農業者数については農林業センサスの数値で、本来であれば直近の 2020 年の数値となりますが、統計担当に確認したところまだ確定値が公表されていないため、暫定的に 2015 年の数値としています。数値が確定次第、最新の数値に変更いたしますのでよろしくをお願いします。

認定農業者の経営体数は 379 で昨年より 7 の増、うち基本構想水準到達者が 20、認定新規就農者は 6 で、いずれも昨年と同数でした。農業参入法人は、(株)オアシスの 1 経営体であります。

耕地面積と経営耕地面積は農林業センサスなどの統計数字ですので、変更となったところをご説明いたします。

遊休農地面積は 0ha で、すべて解消されました。農地台帳面積は、計 5,758ha で昨年より 40ha の減となっています。減の主な要因は、川東地区の非農地約 36ha を農地

台帳から除外したことによるものです。

「2 農業委員会の現在の体制」はご覧のとおりで、農業委員が 19 名、農地利用最適化推進委員が 28 名となっております。

めくって 112 ページをご覧ください。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」「1 現状及び課題」ですが、これまでの集積面積が 2,611ha で集積率は 51.10%となっております。「2 令和 3 年度の目標及び活動計画」は、これまでの集積面積 2,611ha に新規集積面積 158ha を加えた 2,769ha を目標面積としました。

活動計画としては、「市農林課が実施する「人・農地プラン」の説明会等へ積極的に参画し、担い手への農地集積・集約化を促進する。」としています。

「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」「1 現状及び課題」ですが、令和 2 年度は新たに 2 経営体の新規参入がありました。「2 令和 3 年度の目標及び活動計画」については、前年度と同様の目標としました。

次の 113 ページをご覧ください。「Ⅳ 遊休農地に関する措置」「1 現状及び課題」「2 令和 3 年度の目標及び活動計画」ですが、遊休農地面積は 0ha で、「管内農地面積の 1% 以下を維持する。」としています。

「Ⅴ 違反転用への対応」ですが、違反転用がありませんので、今までどおりの現状と活動計画ということで、省略させていただきます。

以上の内容で本総会承認後に市のホームページを使って公表を行い、国に報告することになりますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。「議第 6 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 6 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程 8 報告事項に入ります。「報告第 1 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」事務局より説明をお願いします。

五十嵐次長 はい、議長。

議 長 五十嵐次長。

五十嵐次長 はい、議長。それでは私の方から「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてご説明いたします。

議案書の117ページをご覧ください。「Ⅰ 農業委員会の状況（令和2年3月31日現在）」「1 農業の概要」ですが、耕地面積、経営耕地面積は農林業センサスの統計数値ですので、変更になったところをご説明いたします。

遊休農地面積が計0.24ha、農地台帳面積は計5,798haとなっています。その下の表の農家数、農業者数も農林業センサスの数値で、変更ありません。認定農業者の経営数は372、うち基本構想水準到達者が20人、認定新規就農者は6人、農業参入法人は0でした。

次に「2 農業委員会の現在の体制」は、最下段のとおりとなっております。

めくって次の118ページ、「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」、「1 現状及び課題」ですが、これまでの集積面積は2,548haで集積率が49.86%となっております。

「2 令和2年度の目標及び実績」は、集積目標①が2,706haに対して、集積実績②が2,611ha、うち新規実績が63ha、目標面積に対する達成状況は96.49%となりました。

「3 目標の達成に向けた活動」と「4 目標及び活動に対する評価」は、記載のとおりとなっております。

次に119ページをご覧ください。「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」「1 現状及び課題」は省略させていただき、「2 令和2年度の目標及び実績」ですが、令和2年度は2経営体の参入がありましたので、参入目標に対して達成状況は200%、参入目標面積に対して280.68%となっております。

「3 目標の達成に向けた活動」「4 目標及び活動に対する評価」は昨年度と同様で記載のとおりとなっております。

次に120ページをご覧ください。「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」「1 現状及び課題」ですが、遊休農地面積が0.24haで、「2 令和2年度の目標及び実績」では、解消目標①0.24haに対して、解消実績②が1.07ha、達成状況は445.83%でした。

「3 2の目標の達成に向けた活動」ですが、昨年度と同様で記載のとおりとなっております。

次に121ページの「Ⅴ 違反転用への対応」ですが、違反転用がございませんので、省略させていただきます。

めくって122ページ、「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」「1 農地法第3条に基づく許可事務」ですが、1年間の処理件数が76件で、全てが許可となっております。内容については記載のとおりとなっております。

「2 農地転用に関する事務」ですが、1年間の処理件数が42件となっております。内容は省略させていただきます。

次の123ページ、「3 農地所有適格法人からの報告への対応」「管内の農地所有適格法人数」は、昨年から1法人増え13法人となっております。

「4 情報の提供等」、賃借料情報の調査・提供として、調査対象賃貸借件数が705件で、毎年2月にチラシを全農家等に配布しております。

農地の権利移動等の状況把握として、実施状況は調査対象権利移動等件数が892件で、令和3年4月にとりまとめまして、随時、情報提供をしています。

農地台帳の整備については、整備対象農地面積が 5,798ha で、随時データ更新を行い公表しております。

めくって次の 124 ページ、「Ⅶ 地域農業者等からの主な 要望・意見及び対処内容」は 0 件なので、省略いたします。

「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」「1 総会等の議事録の公表」と「3 活動計画の点検・評価の公表」については、市のホームページで公表しております。

「2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出」については、みなさまからのご協力により、昨年 10 月に市長へ下記内容の意見書を提出し、回答をいただき、農業委員会だよりで農家のみなさんにお知らせしました。

以上の内容で市ホームページを使って公表を行い、国に報告することになりますので、よろしく願います。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたら願います。

加藤健一 委員 はい、議長。

議長 加藤委員。

加藤健一 委員 さっきの令和 3 年の報告のとき言えば良かったんですけども、新しい農業センサスが出来たら提出するという話がありましたが、そのときに 111 ページの農業委員の現在の体制ですね、そのなかに農業委員が 19 名、推進委員が 29 名とあるんですけど、農業委員の中に認定農業者が 12 名とありますが、できれば推進委員の認定農業者数も示してもらいたいのですが、いかがでしょうか。

五十嵐次長 はい、議長。

議長 五十嵐次長。

五十嵐次長 はい、様式がこのようになっておりまして、それに従って作成しております。独自に作成したものではないので、このような様式となっております。

加藤健一 委員 農業委員の認定農業者は出るけども、推進委員の認定農業者は出ないということですか。

五十嵐次長 はい、議長。

議長 はい、五十嵐次長。

五十嵐次長 同じような形で集計することは可能ではありますが、この計画については定めら

れた様式に従っております。もし、参考にということでしたら、別に作成してお渡しすることはできるかと思えます。

加藤健一 委員 参考に出してもらいたいと思えます。

五十嵐次長 それでは、後ほど作成しましてお渡ししたいと思えますので、お願いいたします。

鈴木局長 はい、議長。

議長 鈴木局長。

鈴木局長 おそらく、農業委員を選任するときに色々な条件があつて、認定農業者の数だとか女性の数とか、そういうことからこのような様式になっているものをご理解いただきたいと思えます。参考数値については後でお渡しします。

議長 ほかにありますか。

無ければ、続きまして、「報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について」事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 村松主査。いや松村か、ごめん、お願いいたします。

松村主査 はい議長報告いたします。

127 ページからをご覧ください。第3回定例総会において議決され、農地中間管理機構へ貸付されました農地について、農用地利用配分計画を報告いたします。

番号1番は、合計面積4,789㎡、番号2番は、合計面積3,362㎡、番号3番は、合計面積12,622㎡、番号4番は、合計面積1,086㎡、番号5番は、合計面積26,837㎡、番号6番は、合計面積3,450㎡、番号7番は、合計面積16,436㎡、番号8番は、面積1,021㎡、番号9番は、合計面積7,409㎡、番号10番は、合計面積18,835㎡、番号11番は、合計面積1,429㎡

それぞれが議案書記載の金額で農地中間管理機構から借受人に対して貸借されるものです。以上報告いたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、続きまして、「報告第3号 令和2年度農地移動結果について」事務局よ

り説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長報告いたします。
145 ページからをご覧ください。昨年度の農地移動について、法令ごとに集計しました。内容につきましては表記のとおりでございます。
以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。
以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。
これをもちまして、令和3年第4回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時00分 閉会)